

# 公務災害事務担当者研修資料

## Vol.4 第三者加害事案

地方公務員災害補償基金 岩手県支部

- このファイルに、音声解説は収録していません。
- このファイルは、13枚のスライドで構成しています。
- 各スライドは原則、左側に資料の画像、右側にその解説を掲載しています。
- ただし、資料の一部のみの掲載に留まるスライドがありますので、必要に応じて資料を別に印刷するなどして参照しながらご覧ください。
- 左クリックで次のスライドにスクロールします。



# 4-1 第三者加害事案とは

## 1 加害者のある災害

公務災害、通勤災害は、第三者の行為により災害が発生する場合があります。

補償の原因である災害が、①第三者の行為によって生じた場合で、②民法等に基づく損害賠償請求権が生ずるものを「**第三者加害事案**」といい、取扱う際には、配慮が必要です。

例えば、

- 交通事故
- 相手から暴行を受けた場合
- 飼われている犬に咬まれた場合 など

一般的な第三者について

- ・直接の加害者（民法第 709 条）
- ・責任無能力者の監督義務者（民法第 714 条） 【例】親権者・後見人
- ・使用者及び事業監督者（民法第 715 条） 【例】会社等の使用者
- ・動物の占有者及び保管者（民法第 718 条） 【例】犬に咬まれた⇒飼い主
- ・共同不法行為者（民法第 719 条） 【例】複数の加害者から暴力⇒同時請求
- ・自己のために自動車を運行の用に供するもの（自動車損害賠償保障法第 3 条）  
【例】所有者の家族が運転者の場合……自家用車の所有者  
運送会社の社員が運転者の場合……タクシー、トラック等を所有する運送会社など

この項では資料No.4を参照してください。

「第三者加害事案」とは、第三者の行為による災害のこと。言い換えれば、加害者のある災害のことです。

事例としては左のような事案ですが、相手のあることであり、また、提出すべき書類も多くなるなど、対応には様々な配慮が必要になります。

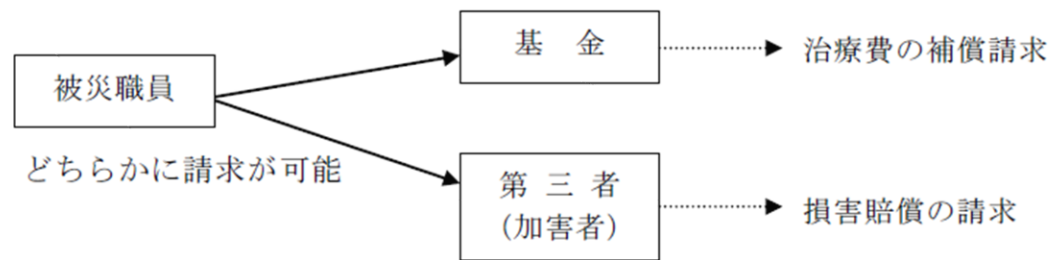
なお、基金において「加害者」とは、第三者のことを称する呼称であり、過失割合の如何を問いません。

被災職員側の過失割合が100%（すなわち一般的には職員側がいわゆる加害者）だとしても、あくまでも第三者のことを「加害者」と称します。

## 4-2 治療費等の請求先①

【資料No.4 の1 ページ】

### 2 治療費等の請求について



被災職員は、基金に対する補償請求権と、第三者に対する損害賠償請求権を同時に取得することになりますが、地方公務員災害補償法の規定により「基金による補償」と「第三者からの損害賠償」との調整を図ることで、重複して損害が補てんされない仕組みになっています。

職員が交通事故に遭って怪我をした場合を例にとります。

その治療費について職員は、基金または相手方（多くは自賠責保険会社）に対して請求することができます。

ただし両方に請求することはできず、どちらか一方を職員が選択する必要があります。

（左の資料中に記載のとおり、両方から支払われることはない仕組みになっています。）

どちらに請求するのが職員にとって”得策”なのか、その点は後の項に説明があります。

# 4-2 治療費等の請求先②

【資料No.4の1～2ページ】

## (1) 求償と免責

### ○求償

基金が先に補償を行ったときは、基金はその補償した価額の限度で、被災職員の損害賠償請求権を取得し、後日、第三者（加害者）に請求（求償）することになります。

### ○免責

基金が補償すべき治療費などについて、被災職員が既に第三者から損害賠償を受けているときには、基金はその価額の限度において補償をしないことになります。

#### 地方公務員災害補償法 第59条

第1項 基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合に補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。（求償）

第2項 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。（免責）

## (2) 補償先行と示談先行

上記第59条第1項の方法により、認定後の事務を進めていくとき、基金が先に被災職員に補償をするので「補償先行」といいます。

一方、第59条第2項によって被災職員が、第三者（加害者）と交渉し、損害賠償を受ける場合を「示談先行」といいます。

まずは(1)「求償と免責」について説明します。

公務災害を取扱う場合に、特別な用語を使うことがあり、治療費について先に基金が被災職員に補償して、その後に基金が加害者に請求することを「求償」と呼びます。

（第三者加害事案の場合、治療費について、原則として加害者に対して損害賠償を求めます。）

また、治療費について加害者（第三者）から損害賠償を受けた場合、その加害者から損害賠償を受け取った分については基金は補償を行いません。このことを「免責」と呼びます。

求償と免責については、法律で定められており、左下の枠の中に記載しているとおりです。

なお、「求償」「免責」という言葉は、次のスライドの説明でも出てきます。

次に(2)「補償先行と示談先行」について説明します。

第59条第1項の方法によって認定後の事務を進めて行く方法のことを、基金が先に補償することから、基金では「補償先行」と呼んでいます。

一方、もう一つの方法で、第59条第2項の方法によって、被災職員が加害者と交渉して認定後の事務を進めていく方法を、基金では「示談先行」と呼んでいます。

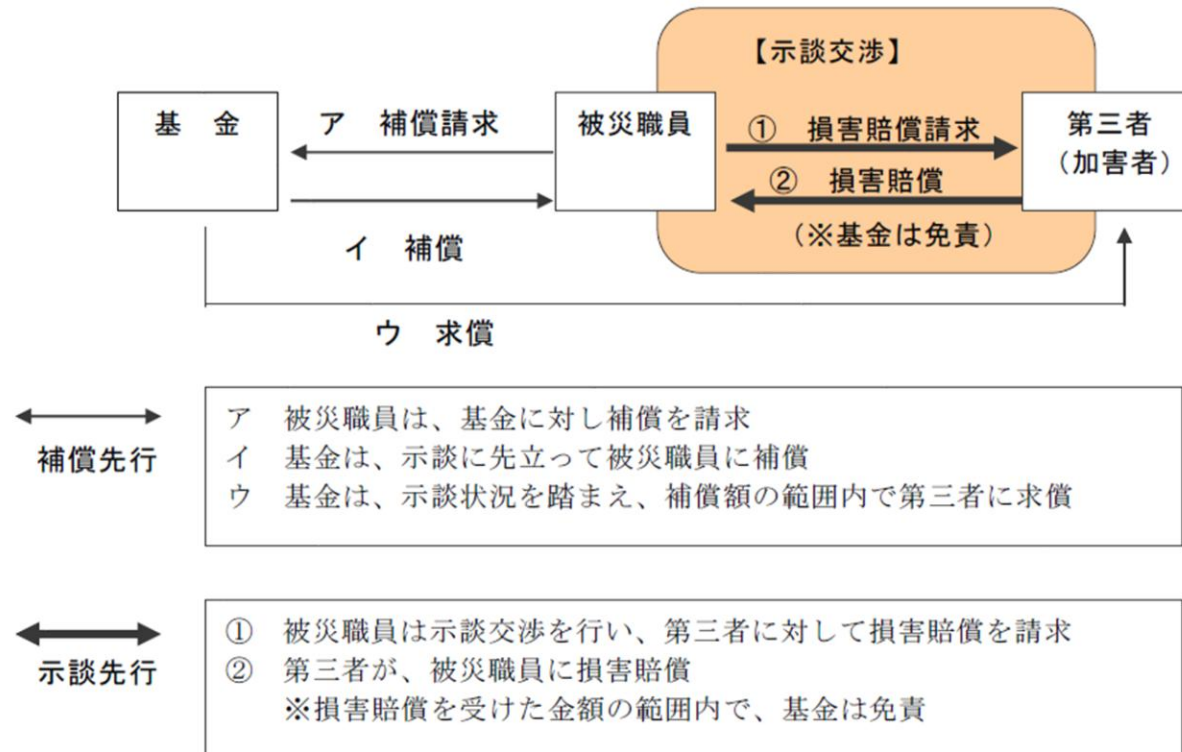
これら2つの方法のうち、どちらの方法を選択するのが職員にとって”得策”なのか、その点は次以降のスライドで説明します。

# 4-3 補償方針の選択①

【資料No.4の2ページ】

## 3 補償方針の選択

第三者の行為による公務（通勤）災害については、最終的に被災職員の判断によりますが、以下の条件に照らし合わせ、補償方針（補償先行又は示談先行のどちらか一方）を選択することになります。



3「補償方針の選択」について説明します。

第三者加害事案の場合、被災職員は、治療費などの費用の負担を基金に先に求めるか、それとも第三者（加害者）に求めるか、選択する必要があります。

基金に求める方法を「補償先行」と言い、一方、第三者（加害者）に求める方法を「示談先行」と言います。

なお、補償先行の場合でも、原則として第三者（加害者）は賠償責任を免れる訳ではなく、後日、基金が第三者（加害者）に対して求償します。

左図は、補償先行と示談先行の事務の流れと、基金・被災職員・第三者の関係性を示しています。

補償先行は、細い線 → で示してあり、示談先行は、太い線 → で示してあります。

## 4-3 補償方針の選択②

### 【資料No.4 の 3 ページ】

#### ○補償先行

- ・ 第三者が不明又は特定できない場合（ひき逃げなど）
- ・ 第三者に賠償能力がないと認められる場合
- ・ 第三者に全く誠意がないと認められる場合
- ・ 治療費などが高額又は療養期間が長期間を要すると見込まれる場合 など

#### ○示談先行

- ・ 自動車事故において、損害額の総額（治療費、休業補償、慰謝料等）が自賠責保険の範囲内（原則 120 万円以内）で収まると見込まれる場合
- ・ 被災職員の負傷が軽微で、第三者（加害者）が支払に応じている場合 など

⇒示談先行は、第三者に誠意があり、損害賠償金が迅速に支払われる場合、基金の補償対象外である慰謝料、車両修理費用などの物的補償も治療費等と合わせて支払を受けられるので、被災職員にとってメリットがあります。

「補償先行」と「示談先行」のどちらを選択するか。

その判断は、一律に枠にはめて考えることは難しく、個々の事案ごとに判断が必要になります。

左の資料では、補償先行と示談先行を選択する際の判断材料を箇条書きで示したものとなりますが、例えば、

「補償先行」を選択する場合は多いのは、左のような4つの場合。  
これらの場合は、補償先行をお勧めして、事務処理を進めることが多くなっています。

一方、「示談先行」を選択する場合は多いのは、左のような2つのケース。

なお、示談先行に関して大事なポイントを説明します。

示談先行の方を選択する方が被災した職員にとって“得策”となる点があります。  
それは、補償先行であれば、基金の補償の対象となるのは、原則として、治療費・通院費のみですが、示談先行を選択した場合は、自賠責等から慰謝料が出ます。

ちなみに、自賠責であれば、原則、通院1日につき4,300円の慰謝料が出ることがあるほか、さらに車両修理費用、加えて、細かいですが、眼鏡代・スマホ修理など物的な補償も自賠責等から受けられる場合があります。

つまり、負傷が軽くて、円満に解決できるような場合には、被災職員は、慰謝料と物的な補償も加えた額で補償を受けられるので、示談先行には補償の金銭面でメリットがあるということです。

# 4-4 示談

【資料No.4の3ページ】

## 4 示談

示談とは、損害賠償額やその支払方法などについて、当事者双方が話し合いにより解決することであり、法律上は民法第695条の和解契約にあたります。

口頭による確認であっても示談とみなされ、一旦示談が成立すると特別な場合を除いてやり直しがききません。

基金としても示談内容を踏まえて求償や免責の手続きを行う必要がありますので、第三者加害事案に係る示談に当たっては、次の点に留意して慎重に交渉を行ってください。

### 示談に係る留意事項

#### ① 安易に請求権を放棄しない

「治療費は基金から支払われるのでいらない」などの約束をしないこと。

また、安易に不利な過失割合で示談することも避けること。

※例えば、「仕事上お世話になっているので、今後の関係を考え、請求しないで欲しい」といった背景があっても、第三者に損害賠償の請求（示談）は行う必要があります。

#### ② 書面にする

示談後に紛争の再発を防止するため、示談内容は必ず書面にする。

#### ③ 損害賠償の内訳を明確にする

「一切の損害賠償として〇〇円支払う」といった示談ではなく、「治療費〇〇円、慰謝料〇〇円、休業損害〇〇円」など、損害賠償の内訳がわかる形で示談すること。

#### ④ 後遺症・再発について明記する

【記載例】今後、本件による後遺障害が生じたときは、改めて賠償条件を協議する。

#### ⑤ 治ゆ後に示談する

原則として、総損害額が明確になる治ゆ（症状固定）後に示談すること。

治ゆ（症状固定）するまでは、金額を明示した最終示談は避けること。

被災職員と第三者（加害者）の間で、後日、示談を取り交わすこととなります。これは示談先行であろうと補償先行であろうと同様です。

示談とは、法律上は、民法第695条の和解契約にあたり、口頭で約束したとしても示談とみなされるので、慎重に対応していただきたいと思えます。

示談をするときに、特に留意すべき点を左の四角い枠内に5項目記載してあります。

#### ① つ目は、安易に請求権を放棄しないこと。

例えば、交通事故で「治療費は基金から支払われるから要らない」などと、その場で口頭で約束することはしないようにお願いします。不利な過失割合で示談するのも避けていただきたいです。

もう一つ付け加えれば、「※」として記載しているように、例えば「仕事でお世話になっている人なので、請求しないで欲しい」というようなことを言われる場合もあるかもしれませんが、心情的に気持ちは分かるものの、公務災害に認定された案件については、最終的には、加害者から支払ってもらつ必要があるということです。

#### ② つ目は、書面にする。

紛争の再発防止になるので、示談は書面をお願いしたいと思います。示談の様式は、特に決まっていますが、作成に困ったときは、御相談いただければ雛形をお示しします。

自動車事故で任意保険会社が示談交渉に入る場合には、その任意保険会社の様式を使って頂いても構いません。

#### ③ つ目は、損害賠償の内訳を明確にすること。

「一切の損害賠償として〇〇円支払う」といった総額表示ではなくて、できるだけ詳しく、「治療費は〇〇円、慰謝料は〇〇円、休業損害は〇〇円」と内訳が分かる形で示談をしていただきたい。

#### ④ つ目は、後遺症・再発について明記すること。

記載例としては、「今後、本件による後遺障害が生じたときは、改めて賠償条件を協議する」などと記載するのが得策です。

#### ⑤ つ目は、治ゆ後に、すなわち治った後に示談すること。

示談の締結は、原則として、総損害額が明確になる治ゆ後（または症状固定後）にお願いします。

治ゆするまでは、金額を明示した示談は避けていただきたいと思えます。

以上が、示談先行で示談を締結する場合の留意点ですが、被災事案ごとに対応が異なるので、不明な点は御相談いただいて、基金・所属・被災職員とで情報を共有しながら、相手と示談を進めていきたいです。

# 4-5 第三者加害事案に係る 手続①

## 【資料No.4の4ページ】

### 5 第三者加害事案に係る手続

第三者加害事案の場合には、通常の認定・補償の手続に加えて、認定請求時、示談成立時に次の手続が必要となります。

#### ● 認定請求時

通常の添付書類に加えて、次の書類を整備し提出してください。

(示談先行・補償先行共通)

- 第三者加害報告書
- 念書(兼同意書)(※被災職員が記載する)
- 第三者との交渉状況報告書

(補償先行の場合にはさらに)

- 補償先行申出書
- 確約書(第三者が支払に応じ  
ることを確約するもの)

#### ● 交通事故の場合の添付書類

交通事故により被災した場合には、上記の書類に加え、次の書類も添付してください。

- 交通事故証明書(人身事故)の原本【自動車安全運転センター発行】
- 事故発生状況報告書

交通事故が発生した場合、道路交通法の規定により警察への報告が義務付けられています。自損事故の場合にも報告し、交通事故証明書の交付が受けられるようにしてください。

なお、物損事故の交通事故証明書では補償事由(負傷)が発生したことの裏付けになりませんので、必ず人身事故の交通事故証明書を添付してください。

最初の方でも少し触れましたが、第三者加害事案は提出書類の数も増えます。

まず、示談先行と補償先行どちらを選択しても、認定請求の際に追加で必要になる書類が3つあります。

さらに、補償先行を選択した場合には、加えて2つの書類の提出をお願いすることになります。

● それぞれの様式と記載例は、次のとおりです。

①「第三者加害報告書」→資料No.6の9～11ページ

この記載例は交通事故の場合ですので、交通事故以外の場合は記載できない部分が生じますが、それらの部分は空欄のまま提出していただいて構いません。

②「念書(兼同意書)」→12ページ

まれに「誰が記載するのか?」と照会がありますが、「被災職員」が記名して、基金に提出していただくものです。

③「第三者との交渉状況報告書」→17ページ

示談が進んだり、状況が変わったりした都度、随時、基金に提出していただくものです。

別に、概ね半年ごとに、基金から文書で報告を求める場合もあります。

さらに、補償先行を選択した場合には、

④「補償先行申出書」→資料6の15ページ

⑤「確約書」→16ページ

加害者に署名捺印をお願いするものです。

● 交通事故で被災した場合には、上記の書類に加えて、さらに2つ提出していただきます。

⑥「事故証明書」

「物損事故」の証明書ではなくて、「人身事故」の証明書で提出してください。交通事故の認定請求書に「物損事故」の証明書を付けて提出される方もいますが、「人身事故」の方でないと、事故で負傷したかどうか確認が取れません。

⑦「事故発生状況報告書」

記載例は資料6の13ページ、14ページにあります。

13ページ(事故発生状況報告書の1枚目)は、被災職員と相手との過失割合を判定するために使用します。

14ページ(事故発生状況報告書の2枚目)は、基金が自賠償に請求(求償)する場合に使います。

第三者の自賠償の情報は、求償する際に必要になりますので、相手方から情報を聞き取って記載してください。

なお、被災職員の過失割合が100%近い場合であっても、基本的に相手の自賠償に請求(求償)しますので、「加害自動車」の欄に相手の情報を記載してください。

# 4-5 第三者加害事案に係る手続②

## 【資料No.4 の4 ページ】

### ● 示談交渉時

「第三者との交渉状況報告書」により、相手方との交渉状況を連絡してください。

### ● 示談成立前

第三者から、示談（案）が示された場合には、示談内容の適否について確認しますので、所属、任命権者を經由して、基金岩手県支部に示談書（案）の写しを提出してください。

示談内容の適否について、後日、基金岩手県支部から連絡します。

### ● 示談成立後

示談が成立し、第三者から支払いを受ける損害賠償額が確定したときは、所属、任命権者を經由して示談書（承諾書、免責証書）の写しを基金岩手県支部に提出してください。

手続の続きを説明します。

「●示談交渉時」には、

先程、記載例を御覧いただいた「第三者との交渉状況報告書」を使って、相手方との交渉状況について随時、連絡をお願いします。

続いて、

「●示談成立前」には、

示談書の案の段階で、一旦、基金に提出をお願いしたいと思います。

基金では、過失割合や示談の内容に問題がないか、などを確認します。

それらを確認した後に示談内容の適否について基金から連絡しますので、基金の確認・連絡を受けた後、さらに被災職員が納得された上で、示談を締結するようにお願いします。

「●示談成立後」には、

所属と任命権者を經由して、被災職員が記名押印した示談書の写しを提出していただきます。

なお、交通事故の場合は、保険会社によって書類の名称が異なっており、「承諾書」あるいは「免責証書」などの名称の場合もあります。

# 4-6 第三者加害事案の参考例

【資料No.4の5ページ】

## 6 第三者加害事案の参考例

Q1 公用車で出張中、同僚職員が運転する公用車が路面凍結によりスリップし、電柱に衝突して、同乗していた職員が怪我をしました。誰に対して損害賠償の請求をできますか。

A：同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合、基金はその治療費等の補償を行っても同僚職員へ求償することはありません。

この場合、同乗していた被災職員は、公用車の自賠責保険会社に治療費や慰謝料等を請求することができます（示談先行を選択した場合）。

※自動車損害賠償保障法第3条では、「自己のために自動車の運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じる」と規定されており、被災職員は「他人」に当たります。

Q2 交通事故による公務・通勤災害において、被災職員の治療費を保険会社が全額負担する場合、基金は、療養補償を行いません（免責）。

このようなとき、保険会社等から治療費は全額補てんされるので、公務（通勤）災害の認定を請求をする意味はありますか。

A：公務災害認定は、請求主義なので、最終的には被災職員の判断となりますが、万が一、

- ・後遺障害が残ったとき
- ・予期しない傷病が後から発症した場合など

任意保険の障害補償額を公務（通勤）災害の障害補償額が上回ったり、保険で支払対象外でも公務災害では、補償の対象となることもあります。

事故の状況や自分の傷病の程度を医師によく確認し、公務（通勤）災害認定請求をするかしないか、判断されることをお勧めします。

Q3 中学校で生徒から暴力を受けました（生徒が教師を負傷させました）が、誰を第三者に認定し、損害賠償を請求すべきですか。

A：中学生であれば、一般的に責任能力はあると考えられるので、加害生徒が民法第709条における不法行為責任が認められ、第三者と認定することになります。

※加害生徒本人は通常無資力ですが、加害生徒に不法行為責任が認められると、親権者等には民法第714条による責任（監督義務者等の責任）は問えません。

ただし、加害生徒が以前から非行を行っており、親権者等が適切に指導監督をしていなかったために当該加害行為に及び、その結果損害が発生したというように、親権者等の監督義務違反と損害発生との間に相当因果関係が認められる場合には、親権者等に対して民法第709条の不法行為責任を追及することが可能とされています。（最高裁S49.3.22判決）この場合は、加害生徒と親権者等が連帯して損害賠償責任を負います。

第三者加害事案は、簡単には解決しない場合もあります。

対応が困難な事案が発生した場合には、基金岩手県支部に御相談ください。

# 4-7 参考情報

国土交通省 自賠責保険ポータルサイト 等から転載  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/jibai/payment.html>

## 自賠責保険（共済）の限度額と保障内容

損害に応じて支払われる保険金（共済金）には、傷害・死亡・後遺障害・死亡に至るまでの傷害について、それぞれ支払限度額があります。

・[傷害による損害](#) ・[後遺障害による損害](#) ・[死亡による損害](#)

### ！ 傷害による損害

- ▶ 傷害による損害は、治療関係費、文書料、休業損害および慰謝料が支払われます。

#### ■ 限度額

(被害者1名につき) **120万円**



#### ■ 補償内容

支払の対象となる損害		支払基準
治療費	診察料や手術料、または投薬料や処置料、入院料等の費用など。	治療に要した、必要かつ妥当な実費が支払われます。
看護料	原則として12歳以下の子供に近親者等の付き添いや、医師が看護の必要性を認めた場合の、入院中の看護料や自宅看護料・通院看護料。	入院1日4,200円、自宅看護か通院1日2,100円。これ以上の収入減の立証で近親者19,000円、それ以外は地域の家政婦料金を限度に実額が支払われます。
諸		

(以下省略)

## ● 自賠責における過失減額

### 重大な過失による減額

被害者に重大な過失がある場合は、次に掲げる表のとおり、積算した損害額が保険金額に満たない場合には積算した損害額から、保険金額以上となる場合には保険金額から減額を行う。ただし、傷害による損害額（後遺障害及び死亡に至る場合を除く。）が20万円未満の場合はその額とし、減額により20万円以下となる場合は20万円とする。

減額適用上の被害者の過失割合	減 額 割 合	
	後遺障害又は死亡に係るもの	傷害に係るもの
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準（平成13年 金融庁・国土交通省 告示第1号）より

## ● 保険金が支払われないケース

100%被害者の責任で発生した事故(無責事故といえます)については、相手車両の自賠責保険金(共済金)の支払対象になりません。

### ！ 「無責事故」三大要因

- ▶ 無責事故には下記のようなケースがあり、自賠責保険（共済）の支払対象にはなりません。



▶ 被害車両がセンターラインオーバーによる事故。



▶ 被害車両が赤信号無視による事故



▶ 追突した側が被害車両。

終わり

Vol.4 第三者加害事案

地方公務員災害補償基金 岩手県支部